

令和元年第8回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年12月26日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年12月26日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和元年12月26日(木) 午後2時30分			
	閉 会	令和元年12月26日(木) 午後3時20分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	欠
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	欠
9	塚原 勝美	欠	5	柳 一男	欠
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	欠
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	欠
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主任	山口 圭一			
	農地係主事	清水 周平			
参 与	産業振興部 部長	飯野 勇人			
	産業振興部 次長兼商工振興課長	佐藤 靖彦			
	農業振興課 課長	菰塚 洋明			
	農業振興課 農業用地係長	福地 孝明			
	農業振興課 主任	靱山 擁也			
	農業振興課 主事	稲葉 雅哉			

深谷市農業委員会総会日程

令和元年12月26日(木) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 41 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 42 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 43 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 44 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について
- 6) 議案第 43 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7) 議案第 44 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 45 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 9) 議案第 46 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 47 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 48 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第8回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の報告をいたします。 議席番号9番、議席番号19番、議席番号22番でございます。 従いまして、委員24人中 21人の出席ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長をお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号15番、議席番号16番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況		議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 から、報告第44号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用 届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第41号 「農地法第18条第6項の 規定による通知について」	事務局	報告第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 は、合計34件でございます。 なお、整理番号15番以降は、農地中間管理事業を進めるための 解約となっております。
	報告第42号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	次に、報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会 事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に 対する専決処分について」は、合計8件でございます。 なお、議案書14ページ整理番号1番及び議案書16ページ の整理番号3番の農地につきましては、あっせん希望が「有」と なっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業 委員会事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。
	報告第43号 「農地法第4条第1項 第7号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第43号「農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、 土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用で ございます。 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計3件 面積は1, 829㎡でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	報告第44号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第44号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計18件、合計面積は5,375.58㎡ でございます。
		事務局	報告第41号から報告第44号につきましては、以上でございます。
議 行	議案第42号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」 説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、 別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求める ものでございます。
進 行 状 況		事務局	本日の総会において計画が決定されますと、令和2年1月10日 に公告することにより、令和2年2月1日より利用権が設定される こととなります。 なお、整理番号35番から整理番号105番につきましては、議案 第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」にも 関連する、農地中間管理事業に係るものでございます。 こちらにつきまして、事務手続きの関係から、設定開始日が、 整理番号35番から整理番号102番までが令和2年3月1日から、 整理番号103から整理番号105番までが令和2年3月31日から となっております。
		事務局	【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】 それでは、26ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、続く27ページから68ページにございます。 また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がござい ますので、あわせてご参照ください。
		事務局	今回の計画におきましては、 合計 105件 295,950㎡、 借り手 延べ30名、貸し手 延べ104名、筆数 延べ281筆の 設定となっております。 そのうち、農地中間管理事業に係るものが、合計71件、185筆、 193,848㎡、それ以外の通常の案件が、合計34件、96筆、 102,102㎡となっております。
		議 長	農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。 ご審議をお願いします。 ただ今、事務局より説明のありました、議案第42号「農用地 利用集積計画の決定について」のうち、整理番号8番及び整理

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>番号30番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号3番、お願いします。</p> <p>3番 整理番号8番の借受人の新規就農について報告いたします。前回のヒアリングから、一部、営農計画が見直されたことから、令和元年12月18日に、私と会長、議席番号10番、農地利用最適化推進委員5番、事務局職員で、改めてヒアリングを行いました。 借受人は、神奈川県で2年間の研修を受けたのち、長野県筑北村で露地野菜を栽培し、長野県内の直売所等に出荷しております。 このほど住居を深谷市に取得され、深谷市の農地において根菜や芋類を中心とした農作物を生産したいとのことでした。 労働力としては、基本的には本人が中心ではありますが、これまで筑北村で行ってきているのと同様に、必要に応じて親族らの手助けが得られる見込みです。 耕作を継続的に行っていく考えであることから、今後、圃場の一部に農業用倉庫を整備するとともに、こちらでの耕作に利用するためのトラクターを新たに1台購入する予定とのことでした。 販路については、都内での販売を検討しておりますが選択肢を徐々に広げていく考えとの事でした。 また、今回は、農地を借り受けることとし、まずは耕作の状況を見てもらいたいとのことでした。 今回の営農計画では生活拠点の確保、農業拠点の整備計画、貸借形式への変更が新たに確認できました。 そして、耕作を継続的にやっていく考えがあり、実際の様子を見てもらうための時間と相談先がほしいとのことでした。 これらを踏まえ、また、これまでの筑北村での営農の状況などから、しっかり行っていけるものと期待して、実際に耕作をしてもらうのが良いのではないかと考えております。 農業委員会としても、可能なことについては、関係機関と連携して応援していく、というのがよろしいのではないかと思います。 以上、委員の意見といたします。</p> <p>議 長 議席番号3番ありがとうございました。 続きまして、議席番号21番、お願いします。</p> <p>21番 整理番号30番の借受人の新規就農について報告いたします。令和元年12月17日に、私と議席番号17番、農地利用最適化推進委員11番、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は現在、美里町において農業を営んでおりアスパラガス、ブロッコリー、スナップエンドウ、ねぎが主要品目となっております。 労働力としては家族3名のほか、4名を雇っており、将来的に子どもに経営を引き継ぐべく、近年は機械の導入や施設の整備に対して積極的に投資しております。 今後は、更なる経営規模の拡大を図るため、加工用のブロッコリーやキャベツの生産に力を入れていきたいとのことでした。 これまでの実績や経営体制も申し分なく、深谷市での就農も問題ないものと考えます。こうした方に農地を有効利用してもらえるのは大変結構なことだと思います。 以上、委員の意見といたします。</p> <p>議 長 議席番号21番ありがとうございました。 それでは本議案について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (議席番号23番 挙手)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		議 長	議席番号23番、お願いします。
		23番	整理番号35番から整理番号105番で、埼玉県農林公社が借り上げる合計が約19町歩ありまして、この条件ですが、たしか、以前の矢島地区の場合は、借上げ料が一反あたり1,000円だったと思いますが、今回の東方地区は、一反あたり3,000円で3倍の借上げ料になっています。これは、どのような経緯で決まったのか、ご説明をお願いします。
		議 長	農業振興課お願いします。
		農業振興課	はい。農業振興課よりご説明いたします。 なぜ東方地区の賃料が一反あたり3,000円なのかにつきましては、実施地区の平均賃料が、一反あたり約5,000円という金額でしたが、地区内の耕作者の方々から、経営所得安定対策の減反補助金がなくなってしまったため、もう少し下げさせていただきたいという意見がありましたので、協議のうえ、一反あたり3,000円となっております。以上です。
		議 長	議席番号23番、いかがでしょうか。
		23番	はい。
		議 長	ほかにこの件に関し、質疑はございますか。 (委員より「異議なし」との声)
議 行 状 況	議案第43号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案通り決定します。
		議 長	次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」は、本日の総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものがございます。 本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、そちらについても2ページから、あわせてご覧ください。 【議案第43号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】
		事務局	整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ユリの作付を行うとのことでございます。
		事務局	整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模拡大を図るためとのことであり、取得後においては、麦の作付を行うとのことでございます。
		事務局	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	<p>整理番号3番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模拡大を図るためとのことであり、取得後においては、稲作を行うとのことでございます。</p>
		事務局	<p>整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリーの作付を行うとのことでございます。</p>
		事務局	<p>3条許可申請につきましては、以上4件、田 2筆 2,216㎡、畑 3筆 2,512㎡(合計 5筆 合計面積は4,728㎡)となっております。</p> <p>なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に関係する農地につきましては、令和元年12月12日に、議席番号15番、農地利用最適化推進委員2番、3番、5番と事務局職員で現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。</p>
		事務局	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、農地利用最適化推進委員2番、及び、議席番号15番に意見ををお願いします。</p>
		議 長	<p>はじめに、農地利用最適化推進委員2番、お願いします。</p>
		最適化 推進委員 2番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和元年12月12日に、私と農地利用最適化推進委員3番と事務局職員で3条申請に関係する農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、3番、4番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。</p>
		議 長	<p>農地利用最適化推進委員15番ありがとうございました。 続きまして、議席番号15番お願いします。</p>
		15番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和元年12月12日に、私と農地利用最適化推進委員5番と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地確認を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号15番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>

会 議 件 名		て ん 末		
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)	
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。	
議 進 行 状 況	議案第44号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。	
		事務局	議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、1月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の総会資料の4ページを、あわせてご確認ください。	
		事務局	それでは、整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) なお、公簿地目は「宅地」ですが、現況が「農地」であるため、農地法第2条第1項の規定により、現況主義ということで、農地となるため、転用許可が必要となります。 申請理由についてですが、農業経営の安定化を図り、農業用倉庫を建築するため、申請を行うものでございます。	
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は、以上1件でございます。ご審議をお願いします。	
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、審議いたします。	
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)	
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。	
		議案第45号 「農地法第5条第1項の 規定による許可の取消願 について」	議 長	次に、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
			事務局	議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書の進達した後、1月中旬頃に処理がなされる予定でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、平成29年第9回総会議案第53号整理番号5番にて、ご審議いただいた案件でございます。 店舗及び駐車場敷地として許可を受けましたが、譲受人の都合により計画を中止したため、申請を取り下げたいとの申し出がなされたものでございます。</p> <p>「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」は、以上1件でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	行 状 況	議案第46号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長
		事務局	<p>議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。 (議案書・申請地の表示の説明) こちらにつきましては、議案書上段に記載のとおり、平成11年5月に給油所として、農地法第5条の転用許可を得ました。 当初、従前の計画者が進めた計画は申請地を譲り受け、給油所の建築を行う予定でしたが、資金繰りがつかなくなり、その間に近隣に給油所ができてしまったため、計画を断念しておりました。 今回、新規計画者が商圈としての条件が合うため、物販店舗及び自動車修理工場を建築したいとのことから、計画の変更を行いたいという申請でございます。 本件は、本日の総会で承認をいただきますと、深谷市に進達いたしまして、1月中旬頃に処理される見通しでございます。</p>
		事務局	議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」は、以上1件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (農地利用最適化推進委員15番 挙手)

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議 長	農地利用最適化推進委員15番 お願いします。	
	最適化 推進委員 15番	この件について、場所的にはスタンドが前々から2ヶ所ありました。道路挟んで2ヶ所給油所がありましたので、計画は難しいのかなという事はわかるのですが、私の意見としましては、農地転用について譲受人が変更ということですが、私は、ここが腑に落ちないのですね。従前の計画者が新規計画者に賃貸ということで行うのであれば納得できるのですが、計画者を変更するというのはどうなのでしょうか。 すでに、農地以外のものに転売して、計画者を変えるということが疑問なので、ご説明ください。	
	議 長	事務局お願いします。	
	事務局	はい、ご質問に対し事務局より回答いたします。 本来、農地というのは農業利用するための土地として所有すべきものということが大前提ということは事務局も承知しております。 こういった、転用の許可を取得したけれども、転用が実行されていない農地というのは、いくつも市内、全国にございます。このような農地を放っておけば荒廃してしまって、農地としての利用ができなくなって、他の農地に迷惑がかかってしまうということで、国が定める事務処理基準において、当時の事業を計画していた者が、事業を実行できなくなった場合には、その承継者が別の目的で許可できる内容の事業を行う際には、その者に事業を継承して業務を実行することができる、ということが、事業計画の変更というかたちで、国の定めた基準の中にございます。 その基準の中で、許可の変更を行う際には、最低限、当時の行為の実行が、許可を取得した者の故意によって実行しなかった場合、計画の取消で従前の所有者に土地を返して耕作を行うことが困難で、許可の取消が行えない場合においてのみ、今回のような手続が行えるような制度となっております。 本案件につきましては、従前の土地の所有者自身が、土地を返されても困る、私は農業の経営もできないし、すでに造成工事まで終わっている状態で農地として利用はできないというお話です。 造成工事につきましては、当然許可をとって、造成工事に着手したけれども、スタンドを建築する予定で、工事を行ったとのことでしたが、その当時、法律の改正の中で、セルフのスタンドが多くなってきて、なかなか従業員が給油を行う施設が経営的に、ご自身の会社の経営を圧迫するような状況が考えられまして、それと併せて会社の都合で経営状況が悪くなってしまい、給油所の建築ができなくなってしまった、そのような状況の中で道の反対側に新たな給油所ができてしまって、経営状況が安定した状態で、再度この場所に給油所をつくったとしても、会社として利益が上がらないということで計画を断念されたということです。 内容としましては、個人の問題と社会的な問題、故意によるものかという判断は非常に難しいところではあると思いますが、元々の目的は、貸すために取得したものではありません。ということを書面で、報告を受けております。そこで国が定める基準の審査にあたって、故意ではない、さらに地権者に土地を返すことができない、このまま放っておけば荒地地になってしまって、今後不安な問題が発生してしまうということであれば、今回ご申請いただいている申請の内容について、この土地を利用することに関して制度上許可が行えるものということで、今回、上程させていただいた次第でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。	
議 長	農地利用最適化推進委員15番、いかがでしょうか。		

会 議 件 名		て ん 末		
会 議 進 行 状 況		最適化 推進委員 15番	はい。では、今の所有権を取り消して、農地の従前の所有者から譲り渡すといった書類のかたちはできないのでしょうか。	
		議 長	事務局お願いします。	
		事務局	その件につきましては、従前の事業計画者から所有者に許可を取り消すかたちで土地をお返ししたいと打診したそうです。ただ、所有者も当時売買で土地を譲り渡しておりますので、金銭的な取引がございました。その、金銭的なものをお返しすることができないといった中で、土地を返されても困ると断られてしまったと事務局の方で報告を受けております。以上になります。	
		議 長	よろしいでしょうか。この件に関し、他に質疑はございますか。 (議席番号7番 挙手)	
		議 長	議席番号7番、お願いします。	
		7番	はい。面積についてですが、変更前と変更後の面積に差が生じていますが、この差はどういうことでしょうか。	
		議 長	事務局お願いします。	
		事務局	はい。最初のご説明が不足しており大変申し訳ございません。面積の差につきましては、申請地は花園インターチェンジのすぐそばにございまして、県道菅谷・寄居線が平成22年に拡幅工事を行っております。その際に一部県道の敷地として買取が行われましたので、面積の差が生じている状態でございます。以上になります。	
		事務局		
		議 長	よろしいでしょうか。この件に関し、他に質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによりよろしい方は挙手をお願いします。 (決することに賛成の委員「挙手」)	
		議 長	「挙手多数」のため本件は原案どおり決定します。	
		議案第47号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 なお、整理番号7番及び整理番号8番につきましては、農地改良の案件となりますので、指導委員の推薦をあわせてお願いします。
			事務局	はい。それでは、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」ご説明させていただきます。
	事務局	では、議案書73ページをご覧ください。 こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、		

会 議 件 名		て ん 末
会 議 進 行 状 況		意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査し、1月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。
	事務局	農地法5条の申請につきましては、合計8件となっております。別添の総会議案資料5ページを合わせてご確認ください。それでは、整理番号1番よりご説明いたします。
		【議案第47号、整理番号1番から8番を議案書をもとに朗読】
	事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、住宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受け、住宅の建て替えを行いたいという申請でございます。
		整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
		整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
		整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの議案第46号で農地法第5条の計画変更をした案件でございます。 譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を借り受け物販店舗及び自動車修理工場の建設を行いたいという申請でございます。
		整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、平成10年頃から牛舎敷地及び飼料置場として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。
	整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、深谷市発注の河川整備工事(R1-1)の施行に際し、工事用進入路敷地として、一時転用したいという申請でございます。 なお、利用期間は、令和2年1月21日から令和2年5月15日までとなっております。	
	整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、露地野菜の生産性向上を図るため、客土により農地の嵩上げを行いたいという申請でございます。 工事期間につきましては、許可日から6カ月間を計画しており、搬入土につきましては、所沢市内のストック残土3,305m ³ を搬入するものであり、改良後は、落花生を作付する予定でございます。 なお、農地改良指導委員につきましては、議席番号20番及び農地利用最適化推進委員12番を推薦させていただきます。	
	整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、施設野菜の生産性向上を図るため、客土により農地の嵩上げを行いたいという申請でございます。 工事期間につきましては、許可日から3カ月間を計画しており、	

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>搬入土につきましては、群馬県高崎市内の採取場から800m³を搬入するものであり、改良後はハウスを設置し、きゅうりを作付する予定となっております。</p> <p>なお、農地改良指導委員につきましては、議席番号7番及び農地利用最適化推進委員16番を推薦させていただきます。</p> <p>事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請については、以上8件となります。ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(農地利用最適化推進委員15番 挙手)</p> <p>議 長 農地利用最適化推進委員15番、お願いします。</p> <p>最適化 推進委員 15番 整理番号4番についてですが、現況地目は「雑種地」で、公簿地目は「田」になっています。譲受人は農家ではないので、「田」のままでよいのでしょうか。</p> <p>議 長 事務局お願いします。</p> <p>事務局 はい。公簿地目につきましては、いわゆる登記簿の地目となっております。登記簿の地目につきましては、転用の許可を取得した時点では「田」でした。登記簿の地目はご本人の申請をもって変えられるものですので、ご本人が地目の変更届けを行わないかぎりには、現況が「宅地」であっても「雑種地」であっても、公簿地目というのは「田」、「畑」の農地のままになってしまいます。</p> <p>現況の利用が変わった時点で速やかに手続きを行うことと法律で定められているのですが、なかなかそれがご本人様の申請によるものですので、行政でお直しすることができないため、このようなことが生じてしまうということにつきましては、ご理解いただければと思います。以上です。</p> <p>議 長 農地利用最適化推進委員15番 いかがでしょうか。</p> <p>最適化 推進委員 15番 はい。</p> <p>議 長 この件に関し、他に質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p> <p>議 長 次に、農地改良指導委員を指名いたします。</p> <p>整理番号7番につきましては、議席番号20番及び農地利用最適化推進委員12番を、整理番号8番につきましては、議席番号7番及び農地利用最適化推進委員16番を指名いたします。</p> <p>指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしく願います。</p>

会	議 案 件 名	て ん 末	
議 進 行 状 況	議案第48号 「農用地利用配分計画 (案)に対する意見 について」	議 長	<p>次に、議案第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 担当課の説明を求めます。 農業振興課お願いします。</p> <p>それでは、農業振興課より、議案第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」ご説明させていただきます。 本議案は、農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。 農地中間管理事業における農地貸借につきましては、まず、地権者と農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、利用権設定にて農地貸借を行います。この機構が借受ける際の利用権設定につきましては、先ほど議案第42号でご審議いただいた、「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号35番から105番が、それに該当いたします。 農地中間管理機構が農地を借受けた後、借受けた農地を、借受け希望の農業者へ配分いたします。 その配分を定めたものが本議案の農用地利用配分計画(案)でございます。 今回、付議させていただきました議案については、東方地区と岡・西田(藤田)地区にて実施した農地中間管理事業に基づくものとなっております。 東方地区につきましては、地区内の耕作地が錯綜していることから、認定農業者が中心となり、農地中間管理事業を利用して耕作地の団地化を目指し協議を重ねてまいりました。 今回の事業実施区域は農業用水がパイプライン化されている区域を対象としておりますが、今後はさらに実施区域を拡大し、東方地区内全ての水田を対象としていく予定でございます。 岡・西田(藤田)地区につきましては、現在、本庄市において隣接する藤田地区(牧西、堀田、鶴森)にて農地中間管理事業を実施しています。 この事業区域に深谷市の大字岡と西田の農地の一部が飛び出しております。この地域における農地中間管理事業の事業主体は本庄市となりますが、利用権設定や農用地利用配分計画の審議については、その農地のある農業委員会にて行うこととなるため、付議させていただいたものでございます。 今回、農地中間管理事業で配分する農地につきましては、東方地区が議案書76ページから94ページ181番までに記載されているとおり、181筆189, 124㎡を借受人7名に配分する計画でございます。 岡・西田(藤田)地区については、94ページ182番から185番に記載されているとおり、4筆4, 724㎡を借受者3名に配分する計画でございます。 合計としましては、185筆193, 848㎡の農地を借受者10名に配分する計画でございます。 農業委員の皆様にご意見いただきたい内容としましては、 ①借受者は、農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか。 ②借受者が、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響を及ぼす恐れはないか。 ③借受者は、農作業に常時従事する見込みはあるか。 となっております。</p> <p>以上で、議案第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		農業 振興課	<p>ただいま、農業振興課より説明のありました、議案第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、「意見なし」として決することよろしいでしょうか。
		議 長	(委員より「意見なし」との声) 意見がございませんので、本件は「意見なし」として決します。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議はすべて終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和元年第8回定例総会を閉会いたします。